

○茅ヶ崎市自転車駐車場条例施行規則

昭和56年12月24日

規則第29号

改正 昭和59年12月26日規則第39号

平成5年8月20日規則第30号

平成7年4月20日規則第18号

平成8年2月29日規則第2号

平成8年8月30日規則第33号

平成9年12月25日規則第38号

平成11年12月22日規則第47号

平成13年3月30日規則第27号

平成17年9月29日規則第48号

平成18年9月29日規則第37号

平成20年10月1日規則第28号

平成21年12月18日規則第31号

平成24年3月30日規則第22号

平成26年6月30日規則第26号

平成26年10月1日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市自転車駐車場条例（昭和56年茅ヶ崎市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平9規則38・平11規則47・一部改正)

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(平13規則27・追加、平17規則48・全改)

(規則で定める書類)

第3条 条例第4条に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該団体の概要書
- (2) 当該団体の活動の実績書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(平13規則27・追加、平17規則48・全改)

(指定管理者の指定等の公告)

第4条 市長は、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。

(平17規則48・追加)

(規則で定める車両)

第5条 条例第9条各号に規定する規則で定める車両は、総排気量が0.02リットルを超え0.05リットル以下又は定格出力が0.25キロワットを超え0.6キロワット以下の原動機を用い、かつ、レール又は架線によらな

いで運転する三輪の車両のうち、車室を備えるもの又は輪距が0.5メートルを超えるものとする。

(平21規則31・追加)

(利用料金の納付)

第6条 茅ヶ崎市自転車駐車場(以下「駐車場」という。)に車両を駐車させようとする者(以下「使用者」という。)(定期駐車券による使用者(以下「定期使用者」という。)を除く。)は、入場の際に、駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2 定期使用者は、定期駐車券の交付を受ける際に、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

(平17規則48・追加、平21規則31・旧第5条繰下)

(駐車券の交付)

第7条 指定管理者は、使用者が利用料金を納付したときは、自転車駐車場駐車券(以下「駐車券」という。)を交付するものとする。ただし、定期使用者については、この限りでない。

(昭59規則39・平5規則30・平7規則18・平8規則2・平8規則33・平9規則38・一部改正、平11規則47・全改、平13規則27・旧第2条繰下・一部改正、平17規則48・旧第4条繰下・一部改正、平21規則31・旧第6条繰下)

(定期駐車券)

第8条 定期駐車券の通用期間は、1月とする。

(平5規則30・平8規則2・平9規則38・一部改正、平11規則47・全改、平13規則27・旧第3条繰下、平17規則48・旧第5条繰下、平21規則31・旧第7条繰下)

(定期駐車券の交付)

第9条 定期駐車券の交付を受けようとする者は、茅ヶ崎市自転車駐車場定期駐車券交付申請書により指定管理者に申請しなければならない。この場合において、学生として定期駐車券の交付を申請しようとする者は、学生証又は学生である身分を証明する書類を提示しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において適当と認めたときは、申請者に定期駐車券を交付するものとする。

3 定期駐車券の再交付はしない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(平8規則2・一部改正、平11規則47・全改、平13規則27・旧第4条繰下・一部改正、平17規則48・旧第6条繰下・一部改正、平21規則31・旧第8条繰下)

(入場及び出場の手続)

第10条 使用者は、車両を入場させる際に、駐車券又は定期駐車券を提示するものとする。

2 使用者は、車両を出場させる際に、駐車券を提出しなければならない。ただし、定期使用者にあつては、定期駐車券を提示するものとする。

(平8規則33・平9規則38・一部改正、平11規則47・全改、平13規則27・旧第5条繰下、平17規則48・旧第7条繰下・一部改正、平21規則31・旧第9条繰下)

(氏名変更届)

第11条 定期使用者は、氏名に変更があつたときは、茅ヶ崎市自転車駐車場利用者氏名変更届に定期駐車券を添えて指定管理者に届け出なければならない。

(平9規則38・一部改正、平11規則47・全改、平13規則27・旧第6条繰下、平17規則48・旧第8条繰下・一部改正、平21規則31・旧第10条繰下)

(利用料金の減額)

第12条 条例第13条の規定による利用料金の減額は、次に掲げる者が定期駐車券により車両を駐車させる場合に

行うものとし、その額は、条例第10条第2項の規定により条例別表第2に定める額の範囲内において定めた額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所において知的障害の判定を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定により支援給付を受けている者
- (6) その他市長が特に必要があると認める者

2 条例第13条の規定により利用料金の減額を受けようとする者は、茅ヶ崎市自転車駐車場利用料金減額申請書により指定管理者に申請しなければならない。ただし、前項第1号から第5号までに掲げる者にあつては、その事実を証するもの（国又は地方公共団体が発行したものに限る。）の提出又は提示をもって申請書の提出に代えることができる。

3 前項の場合において、指定管理者は、必要があると認めるときは、減額を受けようとする理由を証する書類を提出させることができる。

4 指定管理者は、第2項の規定による申請があつた場合において、減額の承認をするときはその旨を、減額の承認をしないときはその旨及び承認をしない理由を、茅ヶ崎市自転車駐車場利用料金減額決定書（以下「減額決定書」という。）により申請者に通知するものとする。ただし、同項ただし書の場合にあつては、口頭による通知をもって減額決定書による通知に代えることができる。

（平9規則38・一部改正、平11規則47・全改、平13規則27・旧第7条繰下・一部改正、平17規則48・旧第9条繰下・一部改正、平18規則37・平20規則28・一部改正、平21規則31・旧第11条繰下・一部改正、平24規則22・平26規則26・平26規則40・一部改正）

（利用料金の還付）

第13条 条例第14条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 定期駐車券の通用期間の開始の日の前日までに還付の申請があつたとき 既納の利用料金の額の全額
- (2) 定期駐車券の通用期間の開始の日以後に還付の申請があつたとき 既納の利用料金の額から通用期間の開始の日から還付の請求のあつた日までを利用済期間とし、条例第10条第2項の規定により条例別表第1に定める額の範囲内において定めた額に利用済期間に係る日数を乗じて得た額を差し引いて得た額

2 条例第14条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、茅ヶ崎市自転車駐車場利用料金還付申請書に定期駐車券（利用料金について減額を受けている場合にあつては、当該減額決定書（前条第4項ただし書に規定する口頭による通知を含む。）を含む。）を添えて指定管理者に申請しなければならない。

3 前項の場合において、指定管理者は、必要があると認めるときは、還付を受けようとする理由を証する書類を提出させることができる。

4 前条第4項本文の規定は、第2項の規定による利用料金の還付の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第4項本文中「茅ヶ崎市自転車駐車場利用料金減額決定書（以下「減額決定書」という。）」とあ

るのは「茅ヶ崎市自転車駐車場利用料金還付決定書」と読み替えるものとする。

(平13規則27・追加、平17規則48・旧第10条線下・一部改正、平21規則31・旧第12条線下・一部改正、平26規則26・一部改正)

(使用者の遵守事項)

第14条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げないこと。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）並びに駐車中の車両を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (5) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) その他関係職員の指示に従うこと。

(平13規則27・追加、平17規則48・旧第11条線下、平21規則31・旧第13条線下)

(損傷等の届出)

第15条 使用者は、駐車場の施設等を損傷し、若しくは滅失したとき又は事故が発生したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(平8規則2・平11規則47・全改、平13規則27・旧第9条線下・一部改正、平17規則48・旧第12条線下・一部改正、平21規則31・旧第14条線下)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平11規則47・旧第13条線・一部改正、平13規則27・旧第10条線下、平17規則48・旧第13条線下、平21規則31・旧第15条線下)

附 則

この規則は、昭和57年2月10日から施行する。

附 則（昭和59年規則第39号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第30号）

この規則は、平成5年9月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第18号）

この規則は、平成7年5月20日から施行する。

附 則（平成8年規則第2号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第33号）

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

ただし、定期利用の許可の手続については、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成9年規則第38号）

この規則は、平成10年2月11日から施行する。

附 則（平成11年規則第47号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第8条の規定による改正後の茅ヶ崎市自転車駐車場条例施行規則（以下「新規則」という。）に規定する新栄町

第三自転車駐車場の使用の手続については、この規則の施行の日前においても、新規規則の例により行うことができる。

附 則（平成13年規則第27号）抄

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第48号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 指定管理者の指定のために必要な行為は、この規則の施行前においても、改正後の茅ヶ崎市自転車駐車場条例施行規則（以下「新規規則」という。）の例により行うことができる。

3 この規則の施行の日前に改正前の茅ヶ崎市自転車駐車場条例施行規則の規定によって発行された定期駐車券で同日以後に通用期間が満了するものは、新規規則の相当規定によって発行された定期駐車券とみなす。

附 則（平成18年規則第37号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第31号）

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第22号）抄

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第26号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

（茅ヶ崎市自転車駐車場条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第4条 第3条の規定による改正後の茅ヶ崎市自転車駐車場条例施行規則第12条第1項の規定は、施行日以後にされた同条第2項の規定による申請に係る利用料金の減額について適用し、施行日前にされた同項の規定による申請に係る利用料金の減額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。